

阿賀野市告示 6 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定により、水原市場及び保田市場の使用料及び手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 6 日

阿賀野市長 田 中 清 善

1 徴収事務の委託を受ける者

- ・水原市場

水原市場商業組合 組合長 長尾昭蔵

阿賀野市山口町一丁目 8 番 6 号

- ・保田市場

佐藤 翼

阿賀野市保田 1 8 2 7 番地

2 委託する事務の範囲

水原市場及び保田市場の使用料及び手数料の徴収

3 委託期間

- ・水原市場

令和 5 年 4 月 4 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

- ・保田市場

令和 5 年 4 月 5 日から令和 6 年 3 月 2 9 日まで